

公益財団法人日本クリスチャン・アカデミー
関西セミナーハウス
宿泊等施設利用約款

(適用範囲)

- 第1条 当館がおお客様との間で締結する宿泊等施設利用契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊・利用契約の申込み)

- 第2条 当館に利用契約の申し込みをされるお客様は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊・利用者名
 - (2) 宿泊・利用日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊・利用料金の確認
 - (4) その他当館が必要と認める事項

(宿泊・利用契約の成立等)

- 第3条 宿泊・利用契約は当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。
- 2 前項の規定により宿泊・利用契約が成立した時は、当館は、当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただくことをお願いする場合があります。
- 3 申込金は、お客様が最終的に支払うべき宿泊・利用料に充当します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、当館は宿泊・利用契約を解除できるものとします。

(宿泊・利用契約締結の拒否)

- 第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊・利用契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊等施設利用の申し込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室又は満員により、客室又は施設の余裕がないとき
 - (3) お客様が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団

体であるとき

- (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (4) お客様が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (5) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (6) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的範囲を超える負担を求められたとき
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊又は施設利用に供することができないとき
- (8) お客様が、以下のイからニに該当する京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき
 - (イ) 泥酔者その他宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (ロ) 宿泊中放歌、けん騒、歌舞、音曲等で宿泊客に迷惑を及ぼす言動のある者
 - (ハ) 明らかに支払能力のないと認められる者
 - (ニ) 挙動不審と認められる者

(お客様の契約解除権)

- 第5条 お客様は、利用期日より前であれば、宿泊・利用契約を解除することができます。
- 2 当館は、お客様のご都合により宿泊・利用契約の全部または一部が解除された場合、別表第2に掲げる取消・変更料を申し受けます。
 - 3 当館は、ご宿泊のお客様がご利用当日午後10時30分になっても到着されないときは、その宿泊・利用契約はお客様のご都合により解除されたものとみなします。ただし、ご到着が午後10時30分を超える場合であって、あらかじめご到着時刻をご連絡いただいている場合はこの限りではありません。

(当館の契約解除権)

- 第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊・利用契約を解除することができます。
- (1) お客様が宿泊等施設利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) お客様が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) お客様が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) お客様が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的範囲を超える

- 負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊又は施設利用に供することができないとき
 - (7) お客様が、以下のイからニに該当する京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき
 - (イ) 泥酔者その他宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある者
 - (ロ) 宿泊中放歌、けん騒、歌舞、音曲等で宿泊客に迷惑を及ぼす言動のある者
 - (ハ) 明らかに支払能力のないと認められる者
 - (ニ) 挙動不審と認められる者
 - (8) 当館の利用規則に従わないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊・利用契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊のお客様には、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) お客様の氏名、性別及び住所
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

- 第8条 宿泊のお客様が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から午前10時までとします。ただし、連続して宿泊される場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用していただくことができます。

(利用規則の遵守)

- 第9条 お客様は、ご利用にあたり、当館の利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 第10条 当館の主な施設の営業時間は次のとおりとします。
- (1) 門限 午後10時30分
 - (2) フロントサービス 午前7時30分から午後10時30分
 - (3) 朝食 午前8時から午前9時
 - (4) 昼食 正午から午後1時
 - (5) 夕食 午後6時から午後7時
- 2 前項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払)

- 第11条 お客様が支払う宿泊・利用料金等は別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の料金等の支払は、日本国通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の出発の際又は当館の請求した時にフロントにおいて行っていただきます。

(当館の責任)

- 第12条 当館は、宿泊・利用契約の履行に当たり、またはそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができない時の取り扱い)

- 第13条 当館は、宿泊のお客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

(寄託物等の取り扱い)

- 第14条 お客様がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、お客様がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当館は一切その損害を賠償いたしません。
- 2 お客様が当館にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、100,000円を限度として当館はその損害を賠償します。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

- 第15条 お客様の手荷物が宿泊等施設利用に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 お客様の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館はその所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項

の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第16条 お客様が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第17条 お客様の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該お客様は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

附則

1. この約款は、2014年11月1日から施行する。
2. この約款は、2018年4月1日から施行する。

別表第1 宿泊・利用料金等の内訳 (第2条及び第11条第1項関係)

		内訳
お客様に支払い いただく料金の 総額	宿泊・利用料金	基本宿泊料・食事料・施設使用料・備品 使用料
	追加料金	追加食事料及びその他料金
	税金	消費税

別表第2 取消・変更料金表 (第5条第2項)

パック申込取消料

解約解消の通知日	不泊	当日	前日	7日前
パック料金	100%	100%	80%	10%

1. パック料金(宿泊料、会議室利用料、設定した食費のパック全体)に対する取消料です。
2. パック申込の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の7日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%にあたる人数については違約金をいたしません。

パック申込のうちの食事の取消料

	当日	前日午後	前日午前
パックの食事	100%	100%	—

1. パックでお申込みいただいた中の一部の食事に対する取消料です。
2. パック利用の人数変更は上記の取消料となります。

個人の取消料

解約解消の通知日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
個人	100%	80%	20%	—	—

1. %は、食費を除いた宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分の違約金を収受します。

会議室のみ利用の取消料

	当日	7日前から 2日前まで	15日前から 8日前まで	30日前から 16日前まで
会議室使用料	100%	90%	50%	10%

パック料金会議室の取消料は、上記のパック料金の取消料に含まれています。

個人の食事のみの取消料

1. 普通食は宿泊開始の前日正午以降は料金の100%を頂戴します。
(年末年始 12/29～1/3、盆 8/13～16、連休が含まれている場合は祝・日を除いた平日の1日前の正午まで)
2. 特別食は宿泊開始2日前の正午以降は料金の100%を頂戴します。
(年末年始 12/29～1/3、盆 8/13～16、連休が含まれている場合は祝・日を除いた平日の3日前の正午まで)

(以上)